

理事会 議案第29号
評議員会 議案第26号

平成24年度 行動計画

社会福祉
法 人

杉並区社会福祉協議会

目 次

I 【参加・理解】

- I-1 広報事業 1
- I-2 会員組織の強化 2
- I-3 はじめての地域活動応援事業 3
- I-4 共同募金・歳末たすけあい運動 4

II 【連携・絆】

- II-1 福祉のまち基盤強化 5
- II-2 高齢者を支えるネットワークづくり（ケア24南荻窪） 7
- II-2 高齢者を支えるネットワークづくり（ケア24梅里） 8
- II-2 高齢者を支えるネットワークづくり（ケア24永福） 9
- II-3 高齢者総合相談支援（ケア24南荻窪） 10
- II-3 高齢者総合相談支援（ケア24梅里） 11
- II-3 高齢者総合相談支援（ケア24永福） 12
- II-4 ホームヘルプサービス事業 13
- II-5 ファミリーサポートセンター事業 14
- II-6 訪問育児サポーター事業 15

III 【自立・尊厳】

- III-1 地域福祉権利擁護事業 16
- III-2 あんしん未来支援事業 17
- III-3 介護認定調査事業 18
- III-4 生活福祉資金貸付事業 19

平成 24 年度 行動計画

事業名	I-1 広報事業	所管係	総務係	
取組項目	現状	目標 (具体的に)	行動計画	スケジュール
<p>「すぎなみ社協」の発行 全戸配布を継続し内容を充実させていくことで、多くの区民が杉並社協への理解を促進する。 ①年6回発行し、新聞折り込みで全戸配布する ・5月号は、全戸ポスティングとする。 ②会員増強特別号の発行 ③紙面内容の充実 ④音声コードの導入を検討する。</p>	<p>・年6回発行。 内1回は振込用紙付 ・民生委員児童委員による広報委員会を設置し、民生委員児童委員コーナーを年に3回掲載。 ・なるほどうるくんコーナーを設置し、福祉に関する事柄を簡潔に伝えた。</p>	<p>・社協が見えない、知られていない現状を打破するため、社協の事業を効果的に伝える。また区内の地域福祉の取り組みも、積極的に取材し紹介していく。 ・視覚障害者用に音声コードの導入を検討する。実施可能であれば、24年度から実施する。 ・民生委員児童委員の活動を紹介するコーナーを継続する。</p>	<p>【広報誌発行】 ・年6回(奇数月・10日)発行(5月・7月・9月・11月・1月・3月) ・5月発行分は、郵便振替用紙を掲載し、新規個人会員の増加をめざす。 ・5月号は、全戸ポスティングとし、その他は新聞折込とする。 【社内広報編集会議】 ①4月上旬 ・各係から広報委員を選出 ・各係長出席のもと紙面の年間計画を作成 ②1回の発行について、発行月の2か月前及び初校時の2回編集会議を開催する。 【民生委員児童委員広報委員会】 ・7月、11月、3月コーナー掲載。 →H24年3月の民協会長協議会に広報委員選出を依頼(民協名簿順に6民協)</p>	<p>各号発行の2か月前に第1回編集会議を開催 ①5月号 24.2 編集会議① 24.3.23 原稿 24.4.上旬 初校 24.4 編集会議② 24.4.下旬 3校 24.5.初旬 納品</p>
<p>社協ハンドブックの作成 民生委員児童委員、ケアマネジャー、各関係機関が社協の理解を深め、事業の促進に活用することができる。</p>	<p>平成22年度改訂版を、新任民生委員研修にて随時配付し、社協の紹介をした。</p>	<p>社協の事業が細かく網羅されているため、社協とつながりの深い民生委員や関係機関に活用してもらう。</p>	<p>・変更が生じている箇所について修正する。 ・必要に応じて増刷し、民生委員や関係機関に配付する。</p>	<p>4月 必要時</p>
<p>社協リーフレットの発行 社会福祉協議会の事業紹介を簡潔にまとめて発行する。</p>	<p>22年4月改訂版を、各行事に参加者に配布し、社協の紹介をした。</p>	<p>社協を知ってもらうための資料として広く区民に配布する。</p>	<p>・事業内容の変更にあわせて微修正を行う。 ・イベントや各係の講座開催時に配布してもらうよう、社内に積極的な活用を促す。</p>	<p>4月 必要時</p>
<p>ホームページの運営 タイムリーな情報を届けるために紙媒体では提供できない情報を発信する。</p>	<p>・月に1回の定期更新を行っている。 ・社内の積極的な活用がなされていない。 ・ホームページ作成時にはなかった情報が増え、現在のコンテンツにあてはまらなくなっている。</p>	<p>・紙媒体では伝えきれないタイムリーな情報を提供する。 ・新着情報を各係から情報収集し、随時更新する。 ・内容やレイアウトを変更し、より見やすくなりやすいホームページにする。</p>	<p>【定期更新】 月に1度定期更新を行い、イベントや実施報告などを掲載し、社協の事業を紹介する。 【随時更新】 新着情報は随時更新し、タイムリーな情報を掲載する。また、そのために各係に呼びかけ、情報収集を行う。 【内容・レイアウト変更】 平成24年度社協60周年に向けてリニューアルする。</p>	<p>【内容・レイアウト変更】 ①4月・5月 業者への作成依頼 ②6月・7月 修正・運用テスト ③8月頃 納品</p>

平成 24 年度 行動計画

事業名	I-2 会員組織の強化	所管係	総務係
-----	-------------	-----	-----

取組項目	現 状	目 標 (具体的に)	行 動 計 画	スケジュール
<p>会員拡大</p> <p>【既存会員の維持】 ○継続的な会費納入依頼</p> <p>【会員拡大の機会創出】 ○映画会、講演会等の開催 ○会員対象の講座・研修会等の企画・開催</p>	<p>・賛助会員が増加(H24年1月末時点でH22年度実績同数)。 ・「杉並社協 感謝のつどい」では、7月には災害をテーマに開催し、来場者127人を得たが会員率を導き出すことができなかった。1月では映画上映をしたが、参加費を会員は無料、一般との差をつけたことで、会員参加率が高まったが、当日欠席が160人も出てしまった。 ・会長や常務理事自ら積極的に会員募集を行い、新規会員の獲得につながった。</p>	<p>賛助会費の用途の明確化 →賛助会員に納得いただける事業計画と執行。</p> <p>継続会員への納入時期及び新規会員呼びかけのサイクルを安定化させる。</p> <p>新規の賛助会員増加を目指す →年間200名増</p>	<p>①既存会員へ会費納入依頼 ②社協PRと新規会員増強活動 ・広報活動5月特別号の発行とポスティング ・企業へのPR活動を強化する。 ・10/第4週 区役所またはあんさんぶる荻窪前での会員勧誘 ・各部署で行う事業において、特別号と60周年記念グッズの配付と共に社協PRを行う。 月1回20人×12月=240人 ③杉並社協創立60周年記念事業の開催 ・記念式典の開催 ※二部は杉並社協感謝のつどいを兼ねる。 7/24(火) 杉並公会堂 ・60周年記念マークを利用したPR ・60周年記念グッズの配付による会員勧誘 ④杉並社協感謝のつどい<2回目> 土または日・昼:1月下旬</p>	<p>①4月～6月納入依頼 ・町会、民協依頼 →5月期に特別号、事業計画をもって町会・民協へ説明 ・継続会員に納入依頼(郵送) ②10月第4週 区役所前またはあんさんぶる荻窪前で会員増強活動 ③7月24日 創立60周年記念開催 ④H24.10～11月中旬に計画立案</p>

平成 24 年度 行動計画

事業名	I-3 はじめての地域活動応援事業	所管係	杉並ボランティア・地域福祉推進センター
-----	-------------------	-----	---------------------

取組項目	現状	目標 (具体的に)	行動計画	スケジュール
活動への参加の 仕組み強化 新規活動者受 入れ状況ア ンケートの実 施	ボランティアセミナーでは福祉施設やボ ランティア団体等の受入れ先一覧を作 成し、データベース管理を行っているが、 通常のコディネートにおいてはデータ ベースを整備していない。団体数の増加 を踏まえ、一元管理をする必要がある。	データベースの充 実	①ボランティアセミナーの実施 ②施設・団体からの情報収集 ③システムの設計 ④データベースの構築	①4～11 月 ②4月～ ③4月～ ④11月
受け入れ先・ 団体のボラン ティアコーディネ ーター養成 講座及び連絡 会の開催	現在は福祉施設を中心にボランティア 受け入れのマネジメントを行っているが、 一日の研修では参加率が低い。 ボランティア受け入れ担当者連絡会への 参加施設は多い。	参加者30人	①区内福祉施設のボランティア 受け入れ担当者連絡会を開催す る。 ②区内福祉施設職員向けの研 修を開催する。 ③福祉施設職員とは別に、NPO・ 団体向けの研修を開催する。	①年1～2 回 ②年1回 (上半期) ③年1回 (下半期)
ボランティア・地域 福祉活動参加促進 “はじめてのボ ランティア”説 明会出張開催	・ボランティア説明会には、今すぐにはじ めるわけではないが予め知っておきたい という人の参加が多い。 ・あんさんぶるのみで開催してきた。 ・開催すると定員に達することが多い。	区内2地区で開催 する。	①地域連携事業として地域区民 センター等へプログラムを提案 し、協働開催する。 ②引き続き、あんさんぶる荻窪 でも開催する。	①4月～3 月 ②半期1回 ずつ
特技ボラン ティアの広場 の開催	・直接的なコーディネートが減少したた め、活動状況が把握できていない。 ・報告書が返ってこない。 ・特技さんと福祉施設関係者の交流の 場として、特技広場を開催した。	地区ごとに開催 計2回	①地域連携事業として地域区民 センター等へプログラムを提案 し、協働開催する。 ②地域のイベントに参加。 ③活動報告の報告方法につ いて検討する。	①4月～3 月 ②6月
情報発信・提供 他事業と連動 した「ぼらん て」の編集・発 行	・年間を通して地域福祉フォーラムに関 連した、他事業の情報の発信を行った。 ・ボランティア募集情報について後追 いができていない。 ・発行月によってボランティア・地域情 報数に差がある。	発行回数 年12回	①関連事業と連携し、情報発 信・収集を強化する。 ②掲載情報の後追いを 行う。 ③ボランティア情報と地域活動 情報の充実を図る。	①②③随 時
ホームページ の充実	・情報紙との情報の連動を意識的に 行っている。 ・現在のホームページは7年前に作成 し、使用し続けている。新しい機能を付 加することが出来なくなっているの で、見直しを行う必要がある。	閲覧数 720,000件/年	①定期的なトップページの更新 等、常に新しい情報を発信する。 ②平成25年度にホームページ をリニューアルするため、年間を かけて機能の見直しと仕組みの 再設計を行う。	①随時 ②4～3月
ボランティア学習・ 福祉教育の推進 プログラムの 開発	・昨年実施した模擬体験セット利用者へ のアンケート結果の集計分析ができて いない。 ・その都度、学校、団体から要望があ れば事前学習として職員がボラン ティアの講話及び模擬体験セット の使用法の説明を行っている。	・アンケート集計及 び他地域実践例 から、新たなプロ グラム提示 ・模擬体験ガイド ボランティアの養 成を検討	①アンケート集計の分析、他地 域の実践例から新たなプログラ ム検討・学校を中心に紹介 ②模擬体験ガイドボランティア養 成講座の実施	①4月～5 月 ②上半期 開催
障害当事者等 を講師として 紹介する仕組 みの検討	・自立生活支援センターからも同様に当 事者の力を活かす福祉教育の協働 の推進について提案があったが、取 組み切れていない。	関係機関との連 絡会の開催及び 恒常化	・(仮称)福祉教育推進連絡会 の設置・開催 →障害当事者の紹介の仕組 みの検討	・上半期検 討、下半 期開催
センター運営 推進の基盤となる センターの充実	・運営委員会により区民の視点やユー ザーの視点で常に意見をもらい改善 することができる ・活動支援の器材の提供を行っている ・活動支援として活動者の保険加入 の窓口を行っている	・センター機能の 充実について検討 し確定させる。 ・迅速で正確な窓 口対応のためスキ ルアップ ・会員及び寄附の 拡大	①運営委員会の開催 ・センター機能強化の検討 ②相談窓口の対応 ・困難ケース対応のスキルアップ ③活動器材の貸し出し。マニ ユアルの整備。 ④保険加入の効率的な事務	①年5回 *改選の ため ②半期1回 ずつ ③④随時

平成 24 年度 行動計画

事業名	I-4 共同募金・歳末たすけあい運動	所管係	杉並ボランティア・地域福祉推進センター
-----	--------------------	-----	---------------------

取組項目	現 状	目 標 (具体的に)	行 動 計 画	スケジュール
地区配分推せん委員会	検討準備等に 至っていない	委員会設置	<ul style="list-style-type: none"> ・検討資料作成 ・検討会実施 ・委員選出及び委員会設置 ・委員会開催 	4月～5月 5月～7月 7月～9月 10月以降
赤い羽根共同募金	各戸募金も減り 募金額は減少傾向にある	<ul style="list-style-type: none"> ・前年比2%増 ・区民との協働による募金運動(配分先団体等との街頭募金) ・募金運動の周知、啓蒙の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動費 ・広報告知 ・資材送付 ・募金活動 ・街頭募金実施検討 ・街頭募金実施 ・理事会開催 	8月～9月 9月～12月 7月～10月 10月～12月 4月～9月 10月 5月・7月・3月
歳末たすけあい募金	各戸募金も減り 募金額は減少傾向にある	<ul style="list-style-type: none"> ・前年比2%増 ・区民との協働による募金運動(民生児童委員、ボランティア等との街頭募金) ・募金運動の周知、啓蒙の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報告知 ・資材送付 ・募金活動 ・街頭募金実施検討 ・街頭募金実施 	11月 9月～11月 12月 4月～11月 12月

平成 24 年度 行動計画

事業名	Ⅱ-1 福祉のまち基盤強化	所管係	杉並ボランティア・地域福祉推進センター	
取組項目	現状	目標 (具体的に)	行動計画	スケジュール
ご近所のきずな向上	・サロン運営希望者が立ち上げに向けて具体的なイメージが持てるように、既存のサロン活動者との交流の機会を設けている。 ・新規立ち上げの相談で、具体化していないものがある。 ・NPO法人等団体からサロンを立ち上げたいという相談が多くなっている。 ・区民に対するきずなサロンの周知PRが不十分。	新規2箇所 (累計15か所)	①サロン活動者から新規の立ち上げ希望者に向けてアドバイスができるよう気軽に参加できる説明の場をつくる。 ②新規サロン開設にあたって募集の呼びかけ及び相談対応を行っていく。 ③きずなサロンを広く知ってもらえるよう、様々なツールを使って周知PRする。	①説明会 年3回 ②募集PR 年3回 ④通年
きずなサロンの立ち上げ、継続支援				
車いす貸出事業	・現在200か所の貸出拠点がある。 ・新たに保管してくれる方があり、拠点が増える傾向にある。 ・いまだ区民への周知が十分ではなく、初めて知ったなどの意見がある。 ・メンテナンス体制を維持していく必要がある。	200拠点の完備	①前年度未実施の地区へメンテナンスのための訪問開始 ②貸出事業のチラシ配布 ③区広報紙への掲載依頼	①4月 ②4月 ③9月
すぎなみ地域福祉フォーラムの開催	・区民参画の実行委員会形式で、「すぎなみ地域福祉フォーラム2011」を開催した。世代(若者、子育て、実年世代)間をつなげるために、災害支援のテーマ設定で議論の場を設けた。 ・開催会場が定まっていない。準備が遅く、あんさんぶる荻窪の会場になっている。	区民参画の実行委員会形式及び他機関との協働形態開催とする。	①実行委員会の立ち上げ ②実行委員会の開催(フォーラムのテーマ、構成等を決め、講師交渉等を行う) ③「すぎなみ地域福祉フォーラム2012」の周知及び開催 ④振り返りの会を開催する ⑤報告書を発行する	①5月 ②5～10月 ③11月 ④12月 ⑤2月
住民主体の活動支援	・歳末たすけあい運動の募金を原資としているが、募金額は年々減少傾向にある。 ・23年度は、団体助成要綱を制定しなおした。	きずな向上につながる活動を助成する	①助成配分を行う ②助成制度の見直しを行う ③審査員の推薦及び選任を行う ④助成事業の周知・実施 ⑤審査会の開催	①4月 ②8月～ ③12月 ④1月～2月 ⑤3月
地域福祉活動費助成金の実施				
ボランティアやNPOとの協働事業	・杉並区(地域大学)をはじめ多種多様な形で協働事業を展開するようになってきた。また、次年度から杉並区が幅広い人材養成を協働型で実施していくという方針が示されている。	杉並区(地域大学)をはじめ、既存の研修企画及びイベントの協働開催	①はじめてのボランティア説明会 ・センター協議会等 ・地域大学 上期と下期に各々1回ずつ開催 ②地域福祉フォーラム ・センター協議会、町会自治会等 5月から実行委員会を組織、11月を目途に実施。	①7～8月 1～3月 ②5～11月
災害ボランティアセンターの運営	・あんさんぶる荻窪のハードの問題点、設備不足などの課題が挙げられている。 ・職員のみでの災害VC立ち上げ訓練ではなく、区民参加の訓練の実施が求められている。	・マニュアルの完備 ・区民参加の訓練実施及び人材養成研修の実施	①災害ボランティアセンター運営リーダー養成研修の企画・実施 ②区民参加の訓練の企画・実施 ③マニュアルの見直し、完備 ④ハード面の検討、整備	①5月:広報6月:ワークショップ、7月:現地体験及びプログラム企画実施、(8月:ふりかえり以降、8～10(第2期)、10～12(第3期) ②2月開催 ③随時 ④随時
設置訓練の実施・検証				
災害ボランティアセンターの周知・PR	・センターホームページでは協定及び災害ボランティアセンターについて掲載している。 ・平成23年11月の杉並区総合防災訓練で一般区民向けの周知・PRを行った。 ・日常的に周知が不足している。	災害ボランティアセンターの認知度向上	①災害ボランティアセンターを知ってもらうためのPR戦略を立てる ②PRの実施 ・区民参加の災害VC立ち上げ訓練の際に、周知PRのための救急講座など創意工夫を凝らす。	①上半期中 ②2月

取り組み項目	現 状	目 標 (具体的に)	行動計画	スケジュール
関係機関との連携強化 連絡会への出席及び事業への協力依頼及び情報収集・提供	・民生委員児童委員協議会とのコミュニケーションを積極的に図っている ・町会連合会への出席を増やし、コミュニケーションを積極的に図っている ・コミュニケーションを高まった後の目的が明確にもっていない	・募金活動などの場面において協働実施。 ・災害VC立ち上げ訓練の実施	①定期連絡会議への出席 ②研修等への協力 ③支部活動への助成・事業実施	①②③通年
新たな地域のネットワーク組織との連携強化	・区内に新たなネットワーク組織が増えている。 ・テーマ型や地域型のコミュニティーが増えている。		①共催や協働事業の依頼への対応 ②新たなネットワーク組織への取材等による情報収集	①②随時
基盤づくりのための調査・研究 ボランティア・地域活動者の参加意識調査	・地域の役に立ちたいと思っている人の割合は高いが、実際に活動をしている人の割合は低い ・活動をしようと思う理由が変化している可能性がある ・意識調査の報告書作成	区内ボランティア活動意識調査の現状を把握する	○報告書の読み込み、分析 ・区内ボランティア活動者の傾向 ・要望要求の把握	・5～7月
研究委員会の立ち上げ	・地域内のたすけあいがすすむ福祉のまちづくりについて、社協としての長期的計画がもっていない ・住民の声を数値的に把握できていない。	社協及びセンター機能強化を図る	○センター機能の強化 ・調査結果から見出すセンター事業機能強化について検討 ・H25年度のセンター事業への反映	・7～9月

平成 24年度 行 動 計 画

事業名	Ⅱ-2 高齢者を支えるネットワークづくり	所管係	ケア24南荻窪
-----	----------------------	-----	---------

取組項目	現 状	目 標 (具体的に)	行 動 計 画	スケジュール
地域のネットワーク作り ○1人暮らし高齢者等安心ネットワーク事業	あんしん協力員向けに地域連絡会を実施し、情報交換・情報共有・学習会など行っている	・あんしん協力員の募集 ・地域連絡会を開催（年間10回）する ・ゆるやかな見守り活動から、支援の必要な高齢者を発見できるよう、地域での連携を構築する	①協力員の募集：ケア24だよりによる周知のほか、地区町連・自主グループ活動・マンション管理人・自治会等を訪ね、事業説明をし、協力員の募集を行う。 ②連絡・相談・調整：協力員から定期的に情報を収集し、利用者に変化のあった場合には速やかにセンターへ連絡することを依頼する。その際には早急に事実確認をし、必要時支援につなげる。 ③地域連絡会：月1回の定例会を開催し、活動報告および情報交換をするとともに、地域住民の意見交換の場、学習の場としていく。 ④事業のPR：ケア24だよりなどを用いて、広範囲に周知活動を行う。	通年 地域連絡会：年10回
○運営推進会議への参加	担当地域に設置されていない	/	必要に応じて情報収集を行う	2ヶ月に1回
○支援困難事例に関するケアマネ支援	ケース検討会の場で提案や助言を行っている。関係機関との連携を図っている。	個別の相談や地域ケア会議で課題解決や支援にあたる。	日ごろのやりとりや地域ケア会議の開催を通じ相談しやすい関係をつくり、ケアマネが悩みを抱え込まないように心がける。 また、わかりにくい制度の説明会や、事例検討、対人援助技術の演習会なども行い、技術向上を図る。	通年
○地域の医療機関との連携	家族介護教室・ミニ講演会などの講師依頼等を通じ、事業の案内を行い、顔の見える関係づくりを行っている。	地域医療機関や、医師の協力のもと講演会の開催、介護予防事業を実施し、理解と参加を強化する。	ケア24だよりによる周知のほか、個々のケースを通じての連携を行い、地域の総合相談窓口としての信頼と理解を得られるよう活動する。	通年
○町会・自治会・民生委員との連携	地域の支援が必要と思われる高齢者の情報が、地域団体から増えている。	定期的な会合への出席	町会や民協に参加し、ケア24の役割や介護保険制度、介護予防事業の周知を図る。また、個々の相談を気軽にできる関係を作っていく。	通年
情報提供	・ケア24だよりを発行し、介護予防事業、介護保険等に関する情報を提供。 ・介護教室・講演会等の開催時はチラシを作成し周知している。	ケア24だよりの発行（年6回、各350部）地域の医療機関、事業所、町会等に配布	①ケア24だよりの発行。ケア24の周知と総合相談機関としての役割を始め介護保険や区のサービス・役立ち情報など紹介する。 ②イベント時にはチラシを作成し、町会の回覧に載せる。	通年
地域ケア会議の開催	6回開催	年6回開催	地域のケアマネジャーと連携を深め、情報収集と課題の共有化を図り、解決を図る。また、事例検討を重ね、対人援助技術を向上させる。	通年
家族介護教室の開催	7回開催	区民・関係者・高齢者施設への啓発 年7回開催	介護予防の普及啓発事業や有料ホームの選び方など、地域の住民が知りたいと思われるテーマを選び開催する。	通年

平成 24 年度 行動計画

事業名	Ⅱ-2 高齢者を支えるネットワークづくり	所管係	ケア24梅里
-----	----------------------	-----	--------

取組項目	現 状	目 標 (具体的に)	行 動 計 画	スケジュール
地域のネットワーク作り ○1人暮らし高齢者等安心ネットワーク事業	地域連絡会を開催し、情報交換、情報提供を行うと共に、レベルアップのための学習会を行っている。	・協力員の募集を行う。 ・地域のネットワークの拡大に努める。 ・連絡会の定期的開催を行う。	①協力員の募集方法：商店会、マンション管理人、自治会等を訪ね、事業の説明をし、協力要請する。地域とのかかわりの中で適任者に個別に依頼する。 ②連絡・相談・調整方法：協力員から定期的に情報収集する。マンション管理人、ゆうゆう館等を訪問し情報収集する。ケア24便りにて情報提供を呼びかける。 ③地域連絡会：月1回の定例会を開催し、活動報告をしてもらうとともに、情報も提供していく。ブロックにて、隔月、合同開催を行う。 ④ケア便りにて事業のPRをするなど、広範囲に周知活動を行う。	通年
○運営推進会議への参加	会合への出席をした。	定期的に会合へ出席する。	地域のグループホームの現状と取り組みについて知る機会とするとともに、地域の一員として共に暮らしていくためにどのような取り組みをすればよいか課題を共有し、提案をしていく機会とする。(グループホーム遊宴堀ノ内)	2ヶ月に1回
○支援困難事例に関するケアマネ支援	困難ケースのカンファレンスに参加し助言を行っている。個別相談が増えている。合同地域ケア会議を開催し、レベルアップを図っている。	地域ケア会議で事例検討会を開催し、支援技術の向上に努める。信頼される関係作りに努める。	①担当者会議等へ出席し、問題解決に向け、助言する。 ②地域ケア会議にて、事例検討し、困難事例等解決する力を強化する。 ③医療機関、関係機関と連携し、知識を深めるとともに、協力体制を整える。	通年
○地域の医療機関との連携	ケースを通じ連携をしている。地域ケア会議にて医療機関との学習会を行っている。	医療機関との学習会を継続していく。ケースに対する連携を求めていく。	ケア24便りによる周知のほか、個々のケースを通じての連携を行い、地域の総合相談窓口としての信頼と理解を得られるよう活動する。	通年
○町会・自治会・民生委員との連携	民生委員、自治会、マンション管理人とケースを通じ連携ができてきている。	定期的に地域の会合へ出席する。	町会・自治会などの地区町会連合会や地区民生委員児童委員協議会などに出席、参加し、情報の提供やPR活動などを積極的に行っていく。	通年
情報提供	ケア24便りを発行し、情報提供を行っている。介護教室、講演会等にはチラシを作成し、PRしている。マンション等の掲示板への張り出しを依頼している。	・ケア24便りを発行し、情報提供を行っている。 ・介護教室、講演会等にはチラシを作成し、PRしている。 ・マンション等の掲示板への張り出しを依頼している。	①ケア24便りを発行する。必要に応じ、チラシを作成し周知活動をしていく。 ②町会、団地の回覧板、マンション等の掲示板を利用し、広報活動に努める。	通年
地域ケア会議の開催	医療機関との学習会を行っている。合同開催にて講演会を開催している。ケアマネージャーとの交流とスキルアップを図っている。	定期開催をしていく。	①事例検討会を実施する。 ②医療機関との学習会の開催する。 ③合同にて講演会を企画する。	通年
家族介護教室の開催	地域住民に関心の高いテーマにて開催している。	地域のコミュニティの中での開催を計画していく。	①地域住民に関心の高いテーマで開催していく。 ②広報に工夫し、参加率アップを図る。	通年

平成24年度 行 動 計 画

事業名	Ⅱ-2 高齢者を支えるネットワークづくり	所管係	ケア24永福
-----	----------------------	-----	--------

取組項目	現 状	目 標 (具体的に)	行 動 計 画	スケジュール
地域のネットワーク作り ○1人暮らし高齢者等安心ネットワーク事業	・協力員30名 ・近隣の方や協力員から相談、報告多く、介入し適切な支援へつなげた	・協力員の、助け合いネットワーク連絡会を開催（年間10回）する ・情報共有、支援の必要な高齢者を見逃さない地域福祉連携の構築	①協力員の募集方法：商店会、マンション管理人、自治会等を訪ね、事業の説明をし、協力要請する。地域とのかかわりの中で適任者に個別に依頼する。 ②連絡・相談・調整方法：協力員から定期的に情報収集する。マンション管理人、ゆうゆう館等を訪問し情報収集する。ケア24便利にて情報提供を呼びかける。 ③地域連絡会：月1回の定例会を開催し、活動報告をしてもらうとともに、情報も提供していく。地域住民の意見交換の場、学習の場としていく。ブロックにて、隔月、合同開催をする。 ④ケア24便利にて事業のPRするなど、広範囲に周知活動を行う。	通年 地域連絡会：年10回
○運営推進会議への参加	各6回	定期的な会合への出席	地域のグループホームの現状と取り組みについて知る機会とするとともに、地域の一員として共に暮らしていくためにどのような取り組みをすればよいか課題を共有し、提案をしていく機会とする。 ・グループホーム永福 ・リアンシェール下高井戸	2ヶ月に1回
○支援困難事例に関するケアマネ支援	ケース検討会を活用し、解決策に向け気づきの提案、関係機関連携	定期的なケース検討会実施、個別訪問対応にてケアマネ支援にあたる	・日ごろのやりとりや地域ケア会議の開催を通じ相談しやすい関係づくり、ケアマネが悩みを抱え込まないように心がける。 ・また、わかりにくい制度の説明会や事例検討、対人援助技術の講演会なども行い、技術向上を図る。	通年
○地域の医療機関との連携	今年度より、大蔵医師（おおくらクリニック）と連携し、もの忘れ相談を受託。顔が見えるケア24づくり、近隣医師から相談増。	地域医療機関医師協力ものと講演会開催、介護予防事業啓発し理解と参加を強化	ケア24だよりによる周知の他、個々のケースを通じての連携を行い、地域の総合相談窓口としての信頼と理解を得られるよう活動する。	講演会開催
○町会・自治会・民生委員との連携	聞きたいことや気になっていることについて、直接連絡が増加。	定期的な会合への出席	・地区町連や民協に参加し、ケア24の役割や介護保険制度、介護予防事業の周知をはかる。 ・個々の相談を気軽にできる関係を構築する。	通年
情報提供	・介護予防事業、介護保険に関する情報をケア24だより、個別対応で提供。 ・地域および隣接する世田谷区医療機関、薬局への啓発も積極的に行う。 ・6回発行済(1月まで)	ケア24だより：年6回発行(1回350部) 駅、地域医療機関、事業所、商店街他配布	①ケア24だよりを発行。総合相談機関としての役割をわかりやすく伝える。 ②ケア24だよりや区からのパンフレットを用いながら、保健福祉サービスの利用など、必要な人に届くことができるように周知する。	通年
地域ケア会議の開催	8回開催	年8回開催 ・地域のケアマネジャーとの連携と支援技術向上	南ブロックでの合同を1回、Gグループでの合同を3回、社協合同を1回、他は家族理解を深め、ケースの道筋を自らつけられるような研修を中心とした会議を単独で開催する。	通年
家族介護教室の開催	7回開催	区民・関係者・高齢者施設への理解を深める活動 年7回開催	・認知症の理解と関わりを中心に地域の一員として生活できる環境をつくることを大きな目的として開催する。 ・その他、介護予防の普及啓発事業や有料ホームの選び方など地域の住民が知りたいと思われるテーマを選び開催する。	通年

平成 24 年度 行 動 計 画

事業名	Ⅱ-3 高齢者総合相談・支援		所管係	ケア24南荻窪	
取組項目	現 状	目 標 (具体的に)	行 動 計 画		スケジュール
高齢者総合 相談・支援	・地域住民からの相談 件数が増加している 他、民生委員、関係機 関からの相談も増えて いる。	利用者の状況 を把握し、適切 な情報提供を 行い、速やかに サービスにつな げる	気軽に相談できるような、相手の立場に立った対応 をする 様々な観点から適切な支援を行なう。 ①在宅介護に関する相談・支援 ②福祉用具の展示・紹介 ③住宅改修に関する相談・助言 ④介護保険利用や介護予防に関する相談支援 ⑤サービス利用にあたっての連絡調整及び申請手 続き等の実施 ⑥安心おたっしや訪問事業の実施		通年
高齢者 実態把握	・適切なスクリーニング で必要なサービスにつ なげる。	必要対象者へ の積極的な訪 問を行い、状況 把握と的確な 支援をする	①相談時に概要をつかみ、訪問につなげる。 ②訪問することで利用者の生活環境や課題を理解 する。 ③速やかに適切な対応ができるよう情報の共有を する。		通年
特定高齢者対 象の介護予防支 援	・該当者の介護予防 事業に関する認識や 理解度が低く、参加促 進している。	・参加率の増加 ・介護予防プラン の作成、評価	①介護予防の意義について職員間で再確認し、必 要な人に必要なサービスが届くよう支援し、勧奨す る。 ②対象者を適切に把握する。 ③利用者の自立支援を目指したプラン・評価を行う ことで、継続的に利用者自身の力を引き出していけ る支援を行う。		通年
要支援者対象の 介護予防支援	対象者の増加に伴い、 ケアプラン作成件数が 増えてきている。	①状況について 適切なプラン作 成 ②定期的な訪 問によるプラン の見直し ③緊急時の迅 速な対応	①介護予防の視点に立ったプランを作成し、自立に 向けた支援をする。 ②利用者の状況を把握しニーズとプランが適切かど うか確認する。 ③サービス担当者会議を開催し、状況把握や自立 支援の目的の確認方法を本人・サービス事業者と 共に情報共有する。		通年
高齢者虐待防 止・権利擁護 事業	医療機関、地域住民、 高齢者の多いマンショ ン管理人等と協力のも と、通報には迅速な対 応を行っている。	迅速な情報取 集 地域における関 係機関・団体と の連携及び協 力の強化	①ケア24だよりの配布や民協、地区町連に出席し、 通報、相談機関であるケア24の役割を地域に周知 する。 ②相談時には迅速に事実確認を行い、行政、医療 機関など各機関と連携をはかりながら対応する。		通年
高齢者福祉 サービス	一人暮らし、高齢者世 帯の増加や介護認定 区分に至らない対象 者の相談も多く、サー ビスの案内と手続き支 援を行っている。	訪問による実態 把握で必要性 を見極め、適切 なサービスの情 報提供と利用 支援を行う。	①迅速に対応することで、利用者情報を把握し サービスにつなげていく。 ②緊急通報システム、配食サービス、生活支援 サービス等高齢者福祉サービスの申請受付や訪問 調査を実施し適切な支援を行う。		通年

平成 24 年度 行動計画

事業名	Ⅱ-3 高齢者総合相談・支援		所管係	ケア24梅里
取組項目	現 状	目 標 (具体的に)	行 動 計 画	スケジュール
高齢者総合 相談・支援	便利の良い場所へ転居したことにより、地域住民、ケアマネジャー、関係機関からの相談件数が増えている。 スタッフ間の情報共有により、速やかに対応ができています。	相談者の状況を把握し適切なサービス、支援が受けられるようにする。	利用者が相談しやすく、信頼を得られるような姿勢で対応する。専門的な視点から適切な指導・助言を行う。 ①在宅介護に関する相談・支援 ②福祉用具の展示・紹介 ③住宅改修に関する相談・助言 ④介護保険利用や介護予防に関する相談・支援 ⑤サービス利用にあたっての連絡調整および申請手続き等の実施 ⑥安心おたっしや訪問事業実施	通年
高齢者実態把握	相談、地域のネットワークからの情報により積極的に訪問を行っている。早期に実態把握をし、適切な支援につなげている。	積極的に訪問を試み、新たな実態把握に努めていく。 地域のネットワークから情報を収集していく。	①相談時に信頼関係を作り、早期に訪問できるように努める。 ②訪問時には適切な支援につなげられるよう情報を収集する。 ③速やかに対応ができるように情報の共有をする。	通年
特定高齢者対象の介護予防支援	必要性は徐々に理解されてきているが、参加可能範囲での事業開催が少なく、利用につなげるのが難しい。	積極的にアプローチを続けていく。	①介護予防サービス事業のPRと参加の促進を行う。 ②対象者を把握する。 ③対象者の状況を把握し、自立支援の視点にたった予防介護プランを作成する。 ④利用者自身が理解しやすい内容とする。 ⑤一定期間後に内容の確認をし、状況にあったケアプランを作る。	通年
要支援者対象の介護予防支援	プラン件数が増え、厳しい状況である。 関係機関との連携により適切な対応はできている。	定期訪問により、適切なケアプラン作成をしていく。	①介護予防の視点に立ったケアプランを作成し自立に向けた支援をする。 ②プランの目標達成度をチェックし見直しをする。 ③サービス担当者会議を開催し、情報の共有、プランの確認をし、同一目標に向けて支援が行われるようにしていく。	通年
高齢者虐待防止・ 権利擁護事業	ケアマネ、地域住民より相談があり、速やかに対応している。 関係機関とカンファレンスを開催し、対応の検討に努めている。	・地域のネットワークとの連携に努め、情報収集をしていく。 ・通報時には、迅速に対応する。	①プライバシーを保護し、安心して相談できる体制を作る。 ②専門的・継続的な相談を実施するなかで、早急に事実確認を行い、対応する。	通年
高齢者福祉サービス	適切な情報提供をし、サービスにつなげている。	・相談者に対して、適切な情報提供を行う。 ・チラシ等により、広範囲に紹介をしていく。	①迅速に対応することで、利用者情報を把握しサービスにつなげていく。 ②緊急通報システム、配食サービス、生活支援サービス等高齢者福祉サービスの申請受付や訪問調査を実施し、適切な支援を行う。	通年

平成24年度 行 動 計 画

事業名	Ⅱ-3 高齢者総合相談・支援	所管係	ケア24永福
-----	----------------	-----	--------

取組項目	現 状	目 標 (具体的に)	行 動 計 画	スケジュール
高齢者総合相談・支援	・地域での周知が増したことに伴い来所相談や緊急対応を要する事例が増えている。 ・来所、電話、訪問共に件数が増加傾向にある。	利用者の状況にあった適切なサービスの情報提供、速やかにサービスにつなげる。	利用者の状況と本人の力、相談者の支援力を総合的に考えることにより、個々のケースに対応した支援を行うよう心がける。 ①在宅介護に関する相談・支援 ②相談の多い用具を中心に福祉用具の展示・紹介 ③利用者の力を最大限に活かした住宅改修に関する相談・助言 ④介護保険利用や介護予防に関する相談支援 ⑤サービス利用にあたっての連絡調整及び申請手続き等の実施 ⑥安心おたっしや訪問事業の実施	通年
高齢者実態把握	・適切なスクリーニングで必要な支援へつなげる ・安心おたっしや訪問により新規訪問が増加した。	必要対象者への積極的な訪問により地域の状況把握と的確な支援を行う。	①訪問により、利用者の生活環境や家族関係を理解することで、利用者や家族の課題を明確にし、適切な支援につながるよう努める。 ②速やかに対応ができるように情報の共有、継続性のある支援につなげる。	通年
特定高齢者対象の介護予防支援	電話でのアプローチにより、事業への理解も深まり、新規参加者も増えている。	参加率のアップ	①介護予防の意義について職員間で再確認し、必要な人に必要なサービスが届くよう支援する。 ②対象者を把握する。 ③利用者の自立支援を目指した専門性を取り入れたプラン・評価を行うことで、利用者自身の力を引き出していける支援を行う。	通年
要支援者対象の介護予防支援	対象者増に伴い、ケア24作成率が増え、収入増化傾向である。	定期的な訪問、状況状態にあった適切なプラン作成、緊急時の迅速な対応	①利用者の自立支援に即したプランの作成をする。 ②利用者の状況を把握しニーズとプランが適切かどうか確認する。 ③サービス担当者会議を開催し、状況把握や自立支援の目的の確認方法を本人・サービス事業者と共に情報共有する。	通年
高齢者虐待防止・権利擁護事業	医療機関、地域住民、高齢者の多いマンション管理人等と協力のもと、通報には迅速な対応を行っている。	迅速な情報収集 地域における関係機関・団体との連携及び協力の強化	①ケア24だよりの配布や民協、地区町連に出席し、通報、相談機関であるケア24の役割を地域に周知する。 ②相談時には迅速に事実確認を行い、行政、医療機関など各機関と連携をはかりながら対応する。	通年
高齢者福祉サービス	一人暮らし、高齢者世帯の増加や介護認定区分に至らない対象者の相談も多い。	訪問による実態把握で必要性を見極め、適切なサービスの情報提供と利用支援	①迅速に対応することで、利用者情報を把握しサービスにつなげていく。 ②緊急通報システム、配食サービス、生活支援サービス等高齢者福祉サービスの申請受付や訪問調査を実施し適切な支援を行う。	通年

平成 24 年度 行動計画

事業名	Ⅱ-4 ホームヘルプサービス事業	所管係	ささえあい係	
取組項目	現 状	目 標 (具体的に)	行動計画	スケジュール
会員の確保 及び 参加率の向上	・利用会員：242名(23年度の入会者:43名) ・協力会員：322名(23年度の入会者:41名) ・参加率：41.19% <2月1日現在> ↓ 【協力会員の増加】 新規登録 41名△ 登録目標 -98名× 参加率 41.2%△	年間50名の新規協力会員登録を行うと同時に世代交代を図る。 また、実際に活動に参加する協力会員の割合を高める。 ・協力会員新規50名(登録者+20名)、参加率44%	①協力会員募集のチラシを作成し、区内施設及びコミュニティバス内に設置・配布する。 ②区及び社協広報紙に協力会員募集の記事を定期的に掲載する。 ③登録継続意向調査の実施する。 ④活動参加状況の把握	①年間2回 ②四半期に1回 ③登録継続意向調査：8月 ④毎月
研修・交流	介護保険制度の範囲外となる通院介助のニーズ等に充分応えることができていない。	①ニーズに即したスキル向上と新規協力会員を獲得する。 ②フォローアップ研修の内容見直しをする。 ③意見交換・情報交換を目的とした交流会を行い、協力会員同士の連携も図る。	①登録時研修の回数や進み方を見直し、効率を高める。 ②フォローアップ研修の一環として、外出介助研修を行う。 ③交流会の実施	①年間8回 ②外出介助研修：年間2回、他テーマによる研修：年間2回 ③年間2回
情報提供	会員用の情報紙は、利用会員向け、協力会員向けに分離し、それぞれにわかりやすい情報の提供、研修会や交流会等の案内を行う。	協力会員については、新規の活動募集情報を定期掲載し、参加啓発を行う。	①利用会員向け情報紙を年4回、発行する。 ②協力会員向け情報紙を年12回、発行する。	①5、8、11、2月 ②毎月

平成 24 年度 行動計画

事業名	Ⅱ-5 ファミリーサポートセンター事業		所管係	ささえあい係
取組項目	現 状	目 標 (具体的に)	行動計画	スケジュール
会員の確保	利用会員の増加に対応するため、協力会員の増加を着実に図る必要がある ・利用会員 972名 ・協力会員 380名 ・両方会員 11名 (24.2.1.現在) ↓ 【協力会員の増加】 新規登録 74名◎ 登録目標 -40名×昨年度比 95.7%	協力会員の新規登録 60人 (年度末登録数+20名)	①ポスター、チラシを作成し、関係機関への配布及び掲示を依頼する ②コミュニティバス「すぎまる」の活用等のPRを行なう ③区広報紙へ募集記事の掲載依頼をする	第1四半期・作成(掲示・配布) 登録更新:第2四半期(7月) 登録時研修にあわせて四半期に1回程度
研修・交流	・厳しい経済環境の中で、就労を希望し支援を求める利用会員が増える傾向にある ・会員の活動意欲を高め、スキルアップにつながるような研修及び交流会を行なう必要がある	子育てを取り巻く現状を伝え、ニーズに対応することができる協力会員の養成を図る	①フォローアップ研修は、現在の子育て世帯の状況や子どもの心理の理解、行政施策の動向等のテーマで行う ②参加型の企画を行い、会員同士の交流を促進する(年2回)	①年間4回 ② 第1四半期・企画、第2四半期実施、第3四半期・企画、第4四半期実施
情報提供	20年度から「ファミリー・サポート通信」を発行している	会員に対して適切な情報提供が行われる	会員に記事投稿などの協力を得ながら作成する	・年間6回発行(奇数月15日発行) ・編集会議 随時

※ 何をどのようにするか、できるだけ具体的に記入する。

平成24年度 行動計画

事業名	Ⅱ-6 訪問育児サポーター事業	所管係	ささえあい係	
取組項目	現 状	目 標 (具体的に)	行動計画	スケジュール
相談(コーディネーター) コーディネーターの訪問 サポーターの訪問	・利用相談 37件 ・利用申込 27件 ・コーディネーター訪問 25件 ・サポーター訪問 27回	必要な家庭に対して適切な援助を行なう。 ・コーディネーター訪問 200件	・杉並区内に住所があり、1歳未満の乳児のいる家庭を対象に、訪問育児サポーターが家庭を訪問(3回が限度)し、必要な援助を行う。 ・サポーターの訪問に先立ち、コーディネーターが訪問し、ニーズの把握や活動内容の確認等を行い、訪問するサポーターを調整する。	随時
研修・交流 サポーターの養成	50名の区民がサポーターとして登録した。	利用申込状況により、一定数のサポーターを確保するため、講習会を実施する。 サポーターに対するフォローを適切に実施する。	①養成講習会の実施 養成講習会の持ち方について所管課と協議し、内容の検討を行う。また、利用申込状況を勘案し、必要に応じて養成講習会を実施する。 ②オリエンテーションの実施 登録にあたり、養成講習会の修了者にオリエンテーションを実施する。 ③フォローアップ研修または交流会の実施 サポーターからのヒアリングと情報交換を目的にした交流会を実施する。(これはサポーターに対するフォローアップ研修を兼ねる。)	①第3四半期に実施 ②第4四半期に実施(①に連動) ③半期に1回程度実施する

平成 24 年度 行動計画

事業名	Ⅲ-1 地域福祉権利擁護事業		所管係	あんしんサポート係
取組項目	現 状	目 標 (具体的に)	行 動 計 画	スケジュール
権利擁護の制度・概念の周知	出張説明ではあんしん未来の説明とともに地域福祉権利擁護事業についても説明を行っている。講演会を行い、事業周知についても役立っている。	契約を必要とする人々にこの事業が適切に選択されるよう、制度の趣旨が周知される。	①出張説明会の依頼に応じて制度の説明を分かりやすく行う。 ②事業者向けの説明会において説明する。 ③民協において説明する。 ④講演会の実施(共催:杉並区成年後見センター)1回 ⑤社会福祉協議会60周年記念講演会(共催:杉並区・杉並区成年後見センター)連続4回	①年6回以上 ②年3回 ③年1回(各民協) ④年1回 ⑤連続4回(4/12、7/24、9/26、11/21)
相談対応	・ケースマネジメントが困難を伴い、時間がかかる。 ・相談への対応については出来る限り迅速に行っている。 ・必要時、杉並区成年後見センターとの連携を行って相談対応している。	・本人の意思を尊重し、効果ある相談支援を、的確な方法で実施する。 ・成年後見制度への適切・迅速な紹介ができる。	契約に結び付かない相談であっても相談者が納得のいく対応をする。成年後見制度へのつなぎ、後見センターとの連携を行う。	通年
生活支援員の資質向上	・支援員の登録については個別に対応している。 ・年に3回杉並社協の研修・連絡会を開いている。 ・東社協の研修は随時参加している。 ・専門員が責任をもってOJTを行っている	・生活支援員の登録を円滑に促進し、必要な支援員の確保を行う。 ・専門員と生活支援員の密な連携により、有効で安全性の高い支援ができる。	①すべての契約者に対して生活支援員と専門員との連携ができるよう、必要時に支援員の補充を行う。 ②杉並社協による研修を行う。 ③東社協による研修に参加する。	①必要時 ②年3回(6/29,11/29,1/30) ③随時

平成 24 年度 行動計画

事業名	Ⅲ-2 あんしん未来支援事業	所管係	あんしんサポート係	
取組項目	現 状	目 標 (具体的に)	行動計画	スケジュール
対象者への周知及び事業説明	民児協では毎年説明をしている。 出張説明の依頼に応じて事業説明を行っている。 回数は年6回以上	制度を必要とする区民の間に本制度の知名度が上がる	・パンフレットの改訂を行い、フルカラー印刷する。関係各所に配布し、補充する。 ①出張説明会において分かりやすく案内する。 ・他機関との協力体制を構築し、必要な方が紹介されるように案内する。 ②講演会を開く。	①出張説明会 年6回以上 ②60周年記念行事連続講演会3回目において本事業の説明を行う。 参考：連続4回(4/12、7/24、9/26、11/21)
関係機関への事業の周知及び連携体制の構築	ケア24、杉並区にパンフレットを配架してもらっている。	①関係機関への周知 ②関係機関との連携強化 ③関係機関の制度理解を深める	・パンフレットの配布を行い積極的に補充する。依頼に応じて説明を行う。 ・関係機関による依頼にはすぐに出向き、結果について報告する。 ・ケース連絡を通じて制度の具体的な説明を行い、理解を深める。	新規相談ケースの依頼に応じて訪問する。 相談を継続し、必要なケースを制度につなげる。 通年
契約者支援	・2月現在契約者は11名となっている。 ・継続相談は遅滞なく行っている。	契約者の満足度を高められるよう必要な支援を行う、いざと言う時に必要な支援が届けられるようにする。	・月1回電話による確認、3カ月に1回の訪問を励行する。 ・本人の状況の察知 ・必要時、迅速に支援する。 ・必要時、有効な他制度につなぐ。	月1回の電話 3カ月に1回の訪問 支援随時
審査会の実施	年3回実施	①適切で安定した事業実施と契約者保護を担保する ②事業運営の透明性の向上	・契約等の適切さを担保するため、審査会を開催する。 ・契約を急ぐケースは委員長に相談し、結果を審査会に報告する。	審査会年3回 委員長への相談等 随時
助成のしくみの創設	契約者の死亡時負債を優先して支払った場合、遺言執行者の報酬が支払えない可能性がある。	所得が低い方の制度利用の道を拓く。	遺言執行者への支払が本人の債務を支払うとできなくなる方に社協の自主財源により、執行費用を助成する制度を作る。	24年度中

※ 何をどのようにするか、できるだけ具体的に記入する。

平成 24 年度 行動計画

事業名	Ⅲ-3 介護認定調査事業	所管係	認定調査係	
取組項目	現 状	目 標 (具体的に)	行 動 計 画	スケジュール
区内調査3箇所の拠点のスムーズな運営と高位安定的な調査の実施	23年度は新規採用コーディネーターが2名早期に退職。調査員も家庭事情などで退職が相次ぎ、人員不足な中から始まった。安定的な人材確保に通年気を配り対応してきた。	南荻窪事務所400件／月 梅里事務所280件／月 永福事務所220件／月 調査員1日あたり2.4件の実施	①増員対応の環境設定と業務フローの見直し ②精度の高い調査票の作成	通年
区外調査事務所の安定的な運営	23年度増員を図り、件数増に対応した。24年度はさらなる件数増が想定される。さらに1名の増員を図り安定的運営を行う。	100件／月		
調査員の資質向上	昨年度、研修計画は作成していたものの、区役所との協力を欠いた。区と協議し、研修体系を確立する。	区と協議し区所管課による研修を位置付ける。 調査員交流・情報交換の場を四半期ごとに設定する。	①年4回の研修・情報交換会の定期実施 ②係会を通じた情報交換の実施	①4月期に企画、実施 四半期に1回 ②係会 毎月1回

平成 24 年度 行動計画

事業名	Ⅲ-4 生活福祉資金貸付事業	所管係	総務係	
取組項目	現 状	目 標 (具体的に)	行 動 計 画	スケジュール
資金貸付の周知	広報、HP及び民生児童委員をつうじて周知している。また、関係機関等の窓口パンフレット配布などを依頼している。	地域の低所得世帯などに状況に合わせた資金を貸付けることにより安定した生活を送れるよう支援するため周知する。	①社協広報等による周知 ②民生・児童委員をとおして地域への周知 ③関係機関等の窓口パンフレット配布依頼	①11月 ②通年 ③通年
低所得者等への支援	H21年度より実施された総合支援資金は、昨年度から相談者数は落ち着いてきたが緊急小口及び福祉資金の相談は増加となっている。	相談者が安定した生活を送れるよう支援する。	①貸付することにより自立した生活を送れるよう相談業務を遂行する。 ②借受人世帯の状況によって民生委員、福祉事務所及び他機関等との連携及び情報共有を行う。	①通年 ②通年
償還業務	総合支援資金は民生委員が関与しないため借受人の状況が把握できない。そのため、滞納者数も増加傾向にある。また、これから償還開始者も増えることから償還業務に課題がある。	借受世帯の状況による適切な償還方法を適用する。	①生活状況により救済制度等を適用する。 ②東社協と連携し法的手段を適用する。 ③今後、増加する償還業務に対して効率的な作業を行えるよう検証し確立していく。	①通年 ②通年 ③通年
調査委員会	H21年10月の制度改正により、調査委員会の設置は義務がなくなったが、生活福祉資金の実施状況等を報告するため、昨年度より実施することとした。	事業の実施状況及び案件等の報告を行う。	・調査委員会開催 ・調査委員会の準備及び資料作成	6月